

ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定の締結について

2023 年 11 月 7 日

文京区

東京電力パワーグリッド株式会社大塚支社

文京区（区長：成澤廣修）および東京電力パワーグリッド株式会社大塚支社（支社長：深澤浩一、以下、「東電 P G」）は、11 月 6 日、「ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定」（以下、「本協定」）を締結しました。

本協定は、文京区におけるゼロカーボンシティの実現に向けて、環境・エネルギーの分野において、相互の連携を強化することにより、再生可能エネルギーの利活用、脱炭素に向けたエネルギーへの転換等の施策を効果的かつ持続的に推進し、脱炭素への取組みを契機とした地域の課題解決・魅力向上に資することを目的としています。

文京区は、2022 年 2 月に、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明し、この実現に向け区民や事業者の協力のもと、区全体で二酸化炭素排出量の削減及び脱炭素社会の実現の取組みを進めてまいります。

東京電力グループは「2050 年におけるエネルギー供給由来の CO2 排出実質ゼロ」という目標を掲げ、ゼロエミッション電源の開発とエネルギー需要の更なる電化促進により、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を始めており、文京区とともに具体的に以下の連携を進めてまいります。

<連携事項>

- 省エネの推進に向けた取組に関すること
- 再生可能エネルギー等の地産地消、地域間連携、面的利用等に関すること
- 都市開発におけるゼロカーボンの推進に関すること
- 電化その他の脱炭素化に向けたエネルギー転換に関すること
- エネルギーレジリエンスの強化に関すること
- EV 普及に向けたインフラ整備の取組に関すること
- 地域特性に合ったエネルギーの最適利用と地域循環に関すること
- 脱炭素プラットフォーム事業に関すること
- 前各号に掲げるもののほか、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組に関すること

文京区および東電 P G は、本協定の締結を契機に、様々な分野で連携を図ることで、文京区のゼロカーボンシティ実現、脱炭素への取組みを契機とした地域の課題解決・魅力向上に向けて、主体的・総合的に取り組んでまいります。

以 上

<別紙 1>ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定書

<別紙 2>文京区と東京電力パワーグリッドの連携取組全体像

本発表内容に関する報道関係者の問合せ先

文京区資源環境部環境政策課 TEL：03-5803-1276（直通）

東京電力パワーグリッド株式会社大塚支社渉外担当 TEL：03-6375-5912（代表）

ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定書

文京区（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、ゼロカーボンシティの実現に向けて、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が都市の環境・エネルギー分野において、相互に連携・協働し、共に考え、共に創る「共創」により、再生可能エネルギーの利活用、脱炭素に向けたエネルギーへの転換等の施策を効果的かつ持続的に推進することで、ゼロカーボンシティの実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、共創するものとする。

- (1) 省エネ推進に向けた取組に関すること。
 - (2) 再生可能エネルギー等の地産地消、地域間連携、面的利用等に関すること。
 - (3) 都市開発におけるゼロカーボンの推進に関すること。
 - (4) 電化その他の脱炭素化に向けたエネルギー転換に関すること。
 - (5) エネルギーレジリエンスの強化に関すること。
 - (6) EV普及に向けたインフラ整備の取組に関すること。
 - (7) 地域特性に合った、エネルギー最適利用と地域循環に関すること。
 - (8) 脱炭素プラットフォーム事業に関すること。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組に関すること。
- 2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組については、甲と乙の協議の上、決定するものとする。
- 3 本協定による取組を効果的に実施するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。
- 4 乙は、前3項の規定により実施する業務の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（連絡調整）

第3条 甲と乙は、本協定による連携を円滑かつ効果的に進めるため、必要に応じて連絡調整を行うこととする。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、連携事項の検討及び実施により知り得た他の当事者の秘密情報（当該他の当事者が秘密である旨を明示して開示した情報を含む。）を、法令に基づく場合を除き、書面による事前承諾なしに、第三者に開示し、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、本協定の失効後においても、なお効力を有するものとする。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から5年間とする。ただし、本協定による有効期

間満了の日の60日前までに、甲又は乙から何らかの申出がないときは、本協定の有効期間は当該期間満了日の翌日から同一の内容をもって更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（法令の遵守）

第6条 甲と乙は、本協定に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

（協定の見直し及び解除）

第7条 甲又は乙が本協定の変更又は解除を申し出たときは、双方協議の上、合意により本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

第8条 本協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲と乙が別途協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年11月6日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲 文 京 区
代表者
文 京 区 長 成 澤 廣 修

東京都豊島区北大塚二丁目33番17号
乙 東京電力パワーグリッド株式会社
大塚支社
支 社 長 深 澤 浩 一



環境・エネルギー分野における「共創」とゼロカーボンシティの実現



< 共創推進に向けた具体的な実施事項 >

再生可能エネルギー利活用

脱炭素のためのエネルギー転換

地産地消

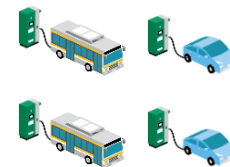
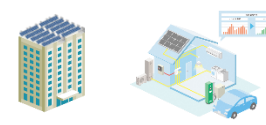
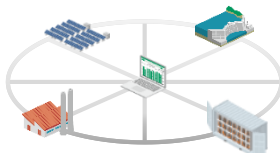
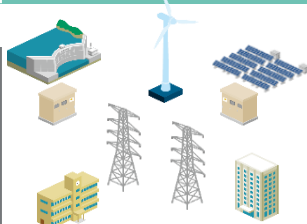
地域間連携

面的利用

熱源転換・電化

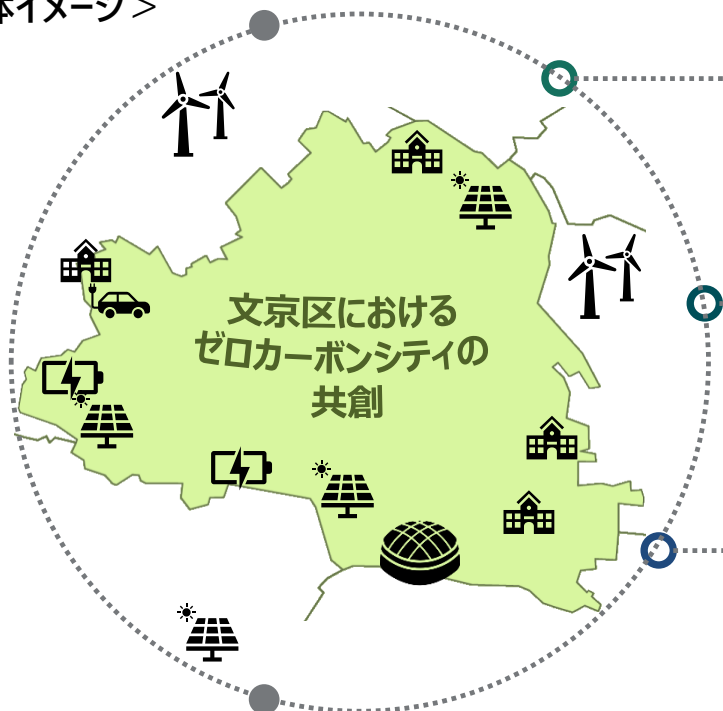
省エネ

EV導入



脱炭素プラットフォーム等の基盤インフラ整備

< 全体イメージ >



再生可能エネルギー利活用

- ✓ 太陽光を始めとする分散電源や蓄電池の導入とエネルギー地産地消の最大化
- ✓ 地域間連携による再エネ調達最大化

エネルギー転換

- ✓ 空調・給湯の電化による省エネ、CO2排出量削減
- ✓ モビリティの電化やZEB・ZEH建築の推奨

脱炭素のための基盤整備

- ✓ エネルギーを最大限に効率利用可能な仕組みや脱炭素プラットフォームの形成によるゼロカーボンシティの実現

ゼロカーボンシティ実現に向けた共創推進に関する連携協定 締結式



【左から、成澤文京区長、深澤大塚支社長（東電PG）】